

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	19条の11第1項	不利益処分の種類	土地の形質の変更に關する措置命令	資料番号	1-6	担当課	循環型社会推進課
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)</p> <p>第十九条の十一 指定区域内において第十五条の十九第四項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 第十九条の十一第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p> <p>三 指定区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>(2・3 略)</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に關する計画の変更を命ずることができる。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (土地の形質の変更の施行方法に關する基準)</p> <p>第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。</p> <p>二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。</p> <p>三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。</p> <p>四 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機</p>									

能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。

- 五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。
- 六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。
- 七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。
- 八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
- 九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。